

札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）2月14日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例

札幌市水道事業給水条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第7条第1項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「次条第2項」を「次条第2項ただし書」に改める。
- (2) 第37条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

水道法の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。